9　平成二十六年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

10　平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

11　平成二十六年度から令和十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

12　平成二十六年度から令和十四年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、リフト付き車両又は超低床型車両の導入に要する経費（一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。）の財源に充てるために借り入れた地方債（令和元年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

13　平成二十六年度から令和元年度までのうちいずれかの年度を初年度として、当該年度以後連続する三箇年度までの期間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号に掲げる情報システムのうち、複数の地方公共団体による情報システムの集約及び共同利用を行うもの又は容易に当該集約及び共同利用を行うことが可能なものの整備に必要な経費として総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額に〇・五を乗じて得た額（当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円）を加えた額とする。

一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を、条例の定めるところにより、同法第十八条第一号に掲げる事務又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号に掲げる事務の処理に利用するための情報システム

二　個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）により個人の真偽の確認を行う方法を用いた申請及び届出等の事務の処理に利用するための情報システム

三　前二号に掲げるもののほか、電磁的方法によらず、個人番号カードを用いて、住民の利便性の向上に資する事務の処理に利用するための情報システム

9　平成二十六年度から平成三十六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

10　平成二十六年度から平成三十九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

11　平成二十六年度から平成四十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

12　平成二十六年度から平成四十四年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、リフト付き車両又は超低床型車両の導入に要する経費（一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。）の財源に充てるために借り入れた地方債（平成三十一年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

13　平成二十六年度から平成三十一年度までのうちいずれかの年度を初年度として、当該年度以後連続する三箇年度までの期間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号に掲げる情報システムのうち、複数の地方公共団体による情報システムの集約及び共同利用を行うもの又は容易に当該集約及び共同利用を行うことが可能なものの整備に必要な経費として総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額に〇・五を乗じて得た額（当該額が六〇、〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇、〇〇〇円）を加えた額とする。

一　個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を、条例の定めるところにより、同法第十八条第一号に掲げる事務又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第二号に掲げる事務の処理に利用するための情報システム

二　個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）により個人の真偽の確認を行う方法を用いた申請及び届出等の事務の処理に利用するための情報システム

三　前二号に掲げるもののほか、電磁的方法によらず、個人番号カードを用いて、住民の利便性の向上に資する事務の処理に利用するための情報システム